

みぶ町政だより



11

月号

昭和47年11月24日発行

発行所 栃木県壬生町役場（毎月24日発行）

昭和34年9月30日第三種郵便物認可一部11回



調理員講習会ひらく

11月11日、稲葉公民館調理室で、学校調理員講習会が開かれました。

この日、各小学校の児童たちの給食を任されている調理員さん19名が集まり、高山栄養士の指導で講習会を開いたもの。

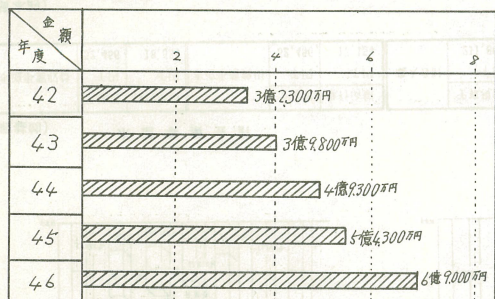
なお、この調理室は9月に完成したもので、団体で使用希望の場合は、教育委員会事務局に申し込んでください。

今月の人口

総人口	27,325
男	13,593
女	13,732
世帯数	6,235

おらが壬生町 おらが手で

一般会計歳出決算の推移

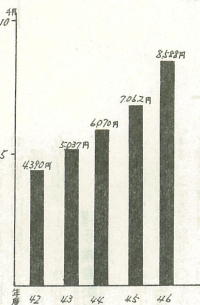


町の

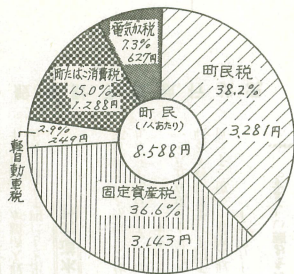
地方債現在高

一般会計	126,309千円
土教	18,571
木育	61,486
公営住宅	13,518
清掃	4,100
防掃	4,642
福祉施設	5,782
その他	18,210
公共下水道	119,483千円
上下水道事業	289,435千円

町民の税負担状況の推移 (一般会計)



町民の税負担状況 (一般会計)



〈昭和46年度の主な事業〉

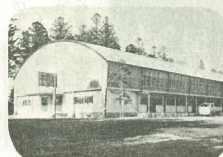
児童公園



町営住宅



壬生中屋内体育館



町税

町民一人当たり 八、五八八円

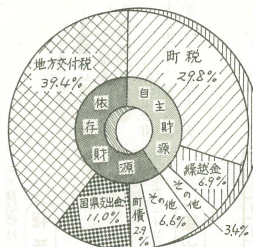
昭和四十六年度に町民のみみなさんに納めていただいた金額は、一人当たり八、五八八円になりました。その内訳は左の表のとおりです。また、町民みなさん一人当りに支出している経費は、二、五七三、二四三円支出しております。

サイフはこのように

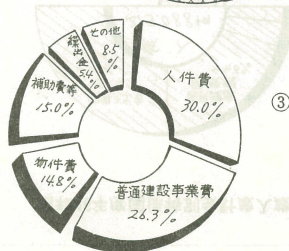
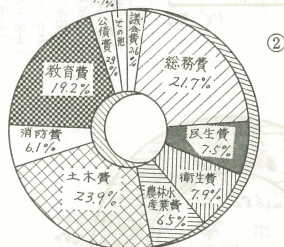
財政事情の公表

昭和46年度の決算状況

昭和46年度歳入 (一般会計)



昭和46年度歳出 (一般会計)



財政状況の公表は、町民のみみなさんに、町の台所がどのようになっているかを知っていただくために、町条例にもとづいて毎年お知らせするものです。

今回は昭和46年度の決算状況と昭和47年度上半期(9月30日現在)の財政状況についてお知らせします。みなさんが納めた税金や国や県からの交付金などの収入の状況、これらのお金がどのように使われているか支出の状況、また町の負債はどのくらいあるかなどを十分知っていただき、町政に対する理解を深めていただくとともに、住みよい町づくりにいっそうご協力を願います。

昭和46年度決算 6億9千余万円

まず一般会計について見てみましょう。グラフ①は、昭和46年度の歳入の主な款について予算の占める割合を示したグラフです。

これを見てわかるように地方交付税や国庫支出金など、国からうけるいわゆる「依存財源」が総収入のうち59.9%を占め、町税などの「自主財源」は40.1%です。

グラフ②は、歳出についてであり、どのような事業にどのように使われているかを示したものです。

土木費、総務費、教育費、衛生費などの順で約7割を占めております。

グラフ③は、性別別支出の状況を示したものです。人件費は、職員等の給与などに当たります。

普通建設事業費は、昭和46年度に壬生中の屋内体育館、町営住宅、児童公園、道路の改良・舗装、橋梁新設などが主なる建設事業です。

また、物件費は事務に関する消耗品や備品に要する費用です。

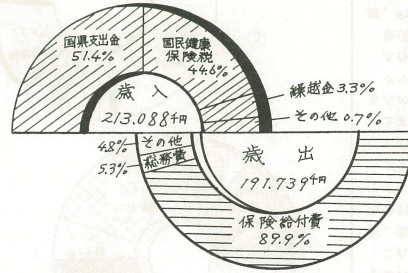
補助費については、水道事業への繰出しおよび各種団体への補助が主なものですが。

三特別会計も健全保持

国保会計

国民健康保険特別会計の決算は、歳入では、二億一千三百八十八万八千円、歳出では、支出済額一億九千七百七十三万九千円となりました。歳入歳出の差引額は、二千三百三十四万九千円となり、これを昭和四十七年度に繰越しました。歳入では、前年度と比較すると、歳入では、二千二百七十四万四千円、歳出では、二千五百二十七万九千円とそれぞれ増加となり、一般会計に次いで実質収支黒字でした。

昭和46年度国保特別会計歳入歳出決算



昭和四十七年度予算の執行状況

昭和四十七年度の町のサイフは次のようになっています。これは、四月一日から九月三十日までの半年分についての財政状況です。
町民のみなさんの深いご理解とご協力をお願いします。

一般会計

昭和四十七年度予算現額は、歳入歳出ともに八億四千四万二千円、九月二十日現在において収入済額が五億四千八百八十三万六千円、そして支出済額は二億七千三百八十八万四千円となっており、予算現額に対して三二・五％という執行率です。

歳入では、予算に對しての収入割合が六五・三％になっています。下の棒グラフを自分でわかるといって、町税が六七・九％、次に地方交付税七・二％、国庫支出金一七％が主なものです。歳出では、商工費がすでに六二％の事業執行率で、次に労働費五五・四％、議会費五・八％などとなっています。

以上が四月から半年間に執行された財政の動きです。

歳入歳出予算は、それぞれ二億

国保会計

十四万九千円となり、これを昭和四十七年度に繰越しました。歳入では、前年度と比較すると、歳入では、二千二百七十四万四千円、歳出では、二千五百二十七万九千円とそれぞれ増加となり、一般会計に次いで実質収支黒字でした。

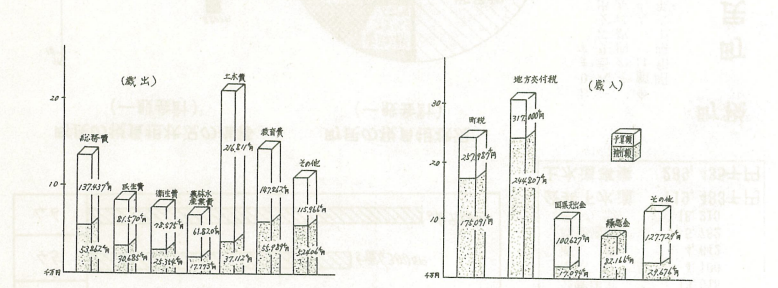
公共下水道会計

歳入歳出ともに四、七、百、三、万、五、千、円、収入済額が、一、千、四、百、五、十、千、円、予算に對する収入割合が二〇・九％となっています。歳出では、支出済額一、千、百、六、十、万、九、千、円、四、七、七、％の執行率です。

水道事業会計

収益的収入で五、二、百、四、十五、万、六、千、四、百、円、執行済額一、千、七、百、五、十、四、千、円、支出では執行済額一、千、七、百、五、十、四、千、円、となっています。

一般会計予算執行状況



水道事業会計 (収益的)

項目	予算額 (千円)	執行済額 (千円)
水道事業収益	52,456	18,534
水道事業費用	52,456	17,154

国民健康保険特別会計

項目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	
歳入合計	211,800	123,112	歳出合計	211,800	76,339

公共下水道事業会計 (資本的)

項目	予算額 (千円)	執行済額 (千円)
収入	131,758	38,000
支出	139,188	40,936

公共下水道事業会計

項目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	
歳入合計	47,035	14,511	歳出合計	47,035	11,609

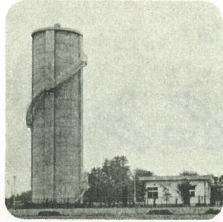
公共下水道

歳入が二千六百六十二万八千円、歳出が二千三百三十八万四千円となり、その差引額三百三十四万四千円が黒字となり、これを翌年度に繰越しました。

水道事業会計

千六十一万となって差引額四百二十八万八千円、黒字でした。事業では、南部配水場の建設を四十六年、四十七年の継続事業として実施しました。

南部配水場



公共下水道事業会計 (歳入)

科目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	科目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)
事業収入	3,983	5,076	総務費	4,035	3,937
繰入金	18,509	18,509	公共下水道費	9,855	8,248
繰越金	2,957	2,957	公債費	11,100	11,099
諸収入	3	86	予備費	462	-
歳入合計	25,452	26,628	歳出合計	25,452	23,284

水道事業会計 (収入) 収益的

区分	予算額 (千円)	決算額 (千円)	区分	予算額 (千円)	決算額 (千円)
水道事業収益	33,586	34,898	水道事業費用	33,586	30,610
営業収益	10,534	11,111	営業費用	21,609	19,276
営業外収益	23,052	23,787	営業外費用	11,977	11,334
			予備費	0	0

水道事業会計 (収入) 資本的

区分	予算額 (千円)	決算額 (千円)	区分	予算額 (千円)	決算額 (千円)
資本的収入	175,451	175,451	資本的支出	181,267	179,832
企業債	166,000	166,000	建設改良費	179,300	177,865
資本剰余金	9,451	9,451	企業債償還金	1,967	1,967



壬生地区婦人会レク大会
十一月五日、壬生小校庭で、壬生地区婦人会総一〇〇名が集まりレクリエーション大会が開かれた。

今月の話題

町民歩け歩け大会

今年で3回目を迎えた町民歩け歩け大会が、11月19日開かれた。大会には、約200名が参加し、約4.5kmのコースを元気に歩きまわした。



生活改善クラブ運動会
11月12日、壬生小校庭で、生活改善クラブ約200名の会員が集まり運動会が開かれた。



町民歩け歩け大会
十一月十九日、壬生小校庭で、約200名が参加し、約4.5kmのコースを元気に歩きまわした。

電話サービス週間終る

壬生電報電話局では、壬生公民会電話会の協力により、10月24日、25日の両日、壬生駅前赤電話の無料通話サービスを実施しました。会場には、大型赤電話2台が設置されて全国への通話を無料解放したので、沖繩をはじめ遠距離への通話が多数利用され、非常に好評でした。



赤電話サービス週間
十一月二十四日、二十五日の両日、壬生駅前赤電話の無料通話サービスを実施しました。

学制発布百年記念 教育文化祭ひらく



表彰をうける模範児童

学制発布百年記念教育文化祭は、十月三日から十月三日まで、中央公民館など多岐にわたって行われました。この教育文化祭は、今年で学制が発布されて百年になることからこれを記念して、文化祭と教育祭を一部共催して行なわれたのです。教育文化祭の内容は、音楽、盆舞、書道、絵画、菊花、詩吟、民謡など多岐にわたって、各会場は熱心な人たちらでにぎわいをみせていました。

また、十一月六日午前十時から、中央公民館で学制発布百年記念式典が盛大に開かれました。この式典には、議員をはじめ、多くの教育関係者の来賓のもとに町管内小中学校の教師および生徒など約一五〇名が参加して行なわれました。

二十年以上勤続教育関係職員
鈴木孝子、壬生小、片島孝子
(壬生小、勝呂俊道、東小)
岡安セイ(稲葉孝夫、稲葉栄一)
(羽小、落合孝夫、稲葉栄一)

教育委員・選管委員を選出

十月二十八日開かれた臨時町議会において、十月三十一日で行った開選となる教育委員および選管委員と選管委員および補選委員の選挙が行なわれ、次の方が選ばれました。(敬称略)

- 教育委員
鈴木 好雄(再) 七ツ石
高木 辰雄(再) 下稲葉
選挙管理委員
出井 再(再) 下稲葉
出井 再(再) 下稲葉
中川 広富(新) 安塚
横山 茂(新) 東下台

選管委員補選委員
齋藤 清一(再) 中泉
石川 鉄雄(新) 羽生田
木野内連吉(新) 助吉
長 勇一(新) 藤井
なお、選挙管理委員には由取定明氏、職務代理には中川広富氏が、十一月六日に開かれた選挙管理委員会でも選ばれました。

町内対抗野球
羽生田が優勝
町体育協会主催の町内対抗野球大会は、十月二十九日、十一月三日、五日の三日間にわたり、町内代表二十八チームが参加して開かれた各会場では熱戦がくりひろげられました。優勝は羽生田チーム、準優勝は津田チームでした。

特定疾患患者のみなさんへ

国では、難病患者の治療を促進するため、従来から「スモン」に加えて、「ペリチェット病」重症筋無力症、全身性エリテマトーデス等の四疾患について、調査研究にあわせて治療費の負担軽減をはかることになりました。そのためには、次の基準に該当する患者の方について調査されるの生じたいよう、は標準的な必要があらすので患者のみなさんの申し出をそのんでおられます。連絡は、電話、郵便、伝言など、どんな方法でも結構です。昭和三十七年四月以降で一カ月のうち、入院十日以上で医療費の自己負担額が一万円以上のもの。
①右の基準に近い場合も、一応申し出てください。
連絡先
〒110 東京都千代田区千代田
〒110 東京都千代田区千代田
〒110 東京都千代田区千代田
電話 〇一八 六三三 〇九四 一五

農用地利用計画(案)の公告縦覧について

農業振興地域整備に関する法律に基づいて、当壬生町では昭和三十七年十一月に農業振興地域の指定を受け、それにより農業の振興を図るべき地域を明らかにし、今後その地域に対して農業振興に関する施策を総合的に進めようとするものであります。その様態進行に基づいて行なわれた全部落集積区、子備公野集積区等の結果、農用地利用計画(案)ができましたので、次に公告縦覧を行います。是非一読ください。

意外に多い未届出

住民実態調査から

九月一日現在で実施した住民基本台帳の実態調査の結果、下の表のとおり、各自治会毎の人口がはげでまっています。

この結果、転入、転出、転居、社保加入などの異動があつても、そのまま届出していない人が相当数ありました。

すでに、承知のとおり住民基本台帳は、役場のある事務を執行する場合の基礎となることにより、特に行政の基本である選挙人名簿の登録が、住民基本台帳に登録されている人から職権で登録することになっており、特に十月十日に行なわれる衆議院議員総選挙のような場合に、届出していないもの、すなわち未届出者は、壬生町においては選挙権がないこととなります。

転入届

他の市町村から壬生町に転入したときは、十四日以内に届けをしなければなりません。この場合、前任地所から「転出証明書」をもらつて、その証明書を携参して転入届をしなければならないようです。このような手続きをしないといふと、長い間には住所不定になりかねませんから注意ください。

転出届

他の市町村に異動するとき、あらかじめ「転出届」をする。このとき「転出証明書」が発行され、これを持参して新しい住所に転入届を出すを要する。

転居・変更届

壬生町内で住所を変更した場合とか、世帯主が変更などの場合は、十四日以内に届出をすることにします。

これらの届出には、添付書類として、国民健康保険の保険料加入世帯の者、国民年金手帳加入世帯の者、印かんを持参して役場住民課または市庁へ届出してください。

住民基本台帳実態調査の結果

自治会名	世帯数	男	女	計	自治会名	世帯数	男	女	計	自治会名	世帯数	男	女	計
〈壬生地区〉					坪宮	35	87	91	178	原部	73	160	168	328
下中	105	224	210	434	星宮	70	175	167	342	西中	71	165	153	318
表横	50	109	132	241	至宝	282	526	523	1,049	部央	62	160	156	316
町中	63	136	143	279	六美	267	480	485	965	北中	46	114	93	207
下今	59	130	132	262	ひばり	76	134	132	266	台宿	42	101	98	199
表下	159	315	329	644	町井	144	390	264	654	坪原	49	143	134	277
東東	148	309	288	597	東武	65	108	125	233	沼原	58	153	132	286
城東	107	191	194	385	東二	64	101	98	199	本小	39	95	115	210
舟東	99	182	192	374	東三	53	92	91	183	坪計	122	261	251	512
柴東	92	196	227	423	おもちの町	75	126	134	260	計	1,128	2,762	2,744	5,506
舟東	104	229	227	456	おもちの町	32	58	53	111	〈南犬飼地区〉				
仲東	110	218	246	464	東一	57	99	112	211	林小	122	312	309	621
上東	113	251	243	494	東二	9	14	14	28	北安	314	613	692	1,305
三東	105	278	248	526	東三	3,421	7,104	7,141	14,245	塚田	331	635	633	1,268
万東	147	302	302	604	小計					上田	122	283	315	598
下東	113	257	247	504	〈稲葉地区〉					原上	158	388	406	794
野東	72	202	197	399	ヶ島	32	88	107	195	中助	121	308	333	641
高東	55	140	142	282	馬原	78	206	215	421	助国	87	223	225	448
城東	144	276	325	601	原下	85	213	221	434	国谷	31	90	73	163
馬東	168	303	334	637	上下	73	180	173	353	国谷	183	384	378	762
原東	45	119	126	245	本郷	82	198	215	413	小計	101	245	256	501
上東	28	81	76	157	計	124	304	313	617	計	51	132	133	265
宿東	37	103	114	217		92	220	200	420	合	1,631	3,613	3,753	7,366
	51	118	124	242						計	6,230	13,479	13,638	27,117

12月10日は衆議院議員選挙の投票日です

一投票は午前7時から午後6時まで一

ひとり残らず投票しましょう



固定資産の評価替え

一宅地・山林・雑種地

固定資産の評価替えをするのは、二年毎の基準年度に行なわれます。前回は昭和四十九年度でしたが、こゝとは昭和四十八年になるわけですから、最近の土地の値上りにはけじめのため、評価しなおさなければ実情にあわないうということ、昭和四十八年一月一日現在で評価替えがされます。

土地については、地目毎に基準地、標準地を定めて全体を標準する方法によりますが、その土地の条件、道路状況、駅や学校、官公署などを公施設への接近状況、耕作の難易、搬入の便などを評定して、その上、時価や売買実例などを参考に、評価されます。

宅地については、前回の評価より一・五倍から二倍程度の上昇がみられ、町の最高地で二平方メートル当り四万五千円前後の評価額になりそうです。この評価については、国税局や県当局の調査を経て決まることになっています。

市街化区域の山林、雑種地、城の農地についても、市街化区域の農地と同様に、宅地なみの評価がされています。固定資産税は抑え置き予定で、区域内の山林や雑種地についても、これらの農地や宅地との均衡を失わないように評価替えがされます。

今年、税制が改正され、適法な手続を踏んで、住宅を新築した人、おおよそ適法な住居を購入した人に、毎年二万円づつ、三年間所得税が払戻されます。

①対象となる住宅
②建築基準法に基づく建築申請のみを税務署に提出する。
③分譲住宅を提出する場合は、必ず書面を確認通知書、またはそのコピーを請求すること。
④民衆
⑤二年目、三年目は確定申告書の裏面に確認通知書、またはそのコピーを請求すること。
⑥詳細は税務署にお問い合わせください。

⑦手続
⑧最初の年は、次の書類を添えた確定申告書(税務署)に提出する。
⑨建築基準法に基づく確認通知書

新築マイホームに所得税の払戻し

一違反建築には適用ない!

自衛官募集

陸海空

国をささえる若い力
夢と希望ある自衛官
受験資格 十八〜二十五歳
志願受付 役場住民課

善意銀行

壬生ポールの、開店の際のチャリティショー益金五万円を善意銀行に寄附されました。

料理店、バー、旅館、飲食店などで、飲食、酒類、休憩などをしたときには、その料金に対して「料飲税」が課せられます。

料理、酒などの飲食料、宿泊、休憩などの料金のほか、サービス料、庶料、テーブル料などが対象になります。

たから料金を受付した際には、あなから料金を税金を渡すことになっておられます。必ず受け取りましょう。

公給領収証を受け取りましょう!!

公給領収証を受け取りましたら、あなから料金を税金を渡すことになっておられます。必ず受け取りましょう。

国民年金法では、サラリーマンの皆さんは任意加入となっており、国民年金に加入していただくには、加入しない方が多数おられます。この人たちは自分自身で

国民年金法では、サラリーマンの皆さんは任意加入となっており、国民年金に加入していただくには、加入しない方が多数おられます。この人たちは自分自身で

お知らせ



年末年始のゴミ集めの運休は

年末年始にかけて、町ではゴミ処理場の煙突、煙道の清掃、また処理場の機器器具整備点検のため、ゴミ処理および尿清作業を次のように休みますのでご協力ください。

◆ゴミ処理作業休み

十一月二十日、三十一日、一月一日、二日、三日、四日、五日の七日間

◆尿清作業休み

十一月十八日、二十九日、三十日、三十一日、一月一日、二日、三日、四日、五日の九日間

なお、休みの間はゴミや危険物などを出さないようにお願いします。

ゴミは燃やすか、燃えないものは空地に埋めるようにご協力をお願いいたします。

免許更新時講習

十一月の運転免許証の更新時講習の日程は次のとおりです。

〇八 午前十時から午後二時 後場会議室

〇二十日 午後二時から 中央公民館

成人式の該当者は

来年度の一月十五日に成人式が行われますが、今年度満二十歳になった方は次のことに注意ください。

一、該当者は昭和二十七年四月一日から昭和二十八年四月一日までに生まれた方

二、壬生町出身の方で町外に住んでいる人でも希望すれば参加することができま

三、該当者の基礎調査を自営主長さんを通じて調査しますが、もし該当者でなかった方がありましたら、町教育委員会事務局へ申し出て下さい。

母親教室

〇とき 十二月十九日 午後二時二十分
〇ところ 母子健康センター
〇該当者 壬生町に居住する全妊婦の方



145

名所巡り

後室庵の地名

地名には汗(ワカシ)祖母井(ワバガイ)等のように、常識による文字の読み方で決まることがある。壬生町の最北端と鹿沼市の最南の赤松山またが後室庵(ワシヤ)もの一つである。室町時代、応仁の乱をキッカに、日本は戦国時代といわれる。戦乱の時代を迎えた。諸国に割拠する武將は、互に隣国を攻め合い庶民の生活は極度に疲弊して、京都という当時の首都とせよ、雲雀が飛び出す程荒れた。今日は一國一城の主として、住民の前に敵然として君臨した武將も、明日は敗者の将として流寇の辛苦を噛みしめなければならなかった。我等の郷土、下野も例外ではなかった。宇都宮の豪族、宇都宮氏、小山の豪族、小山氏等相模の北条氏や、越後の上杉氏の侵攻にあつて、澤水を踏む思いの時も再三であった。織田信長の出現によって戦国の幕もようやく統一の光に恵まれ、明智光秀の急襲に遭つて信長が本能寺に憤死すると、大器



壬生義雄の墓(鹿沼市)

豊臣秀吉は電光石火、明智光秀を討つて、主君の仇を討つと共に、道楽を兼ねて、着々と野望実現の地歩を固めて行つた。秀吉の前進を最後に拒む者は、関東の雄、小田原の北条氏であった。そこで天正十八年(一五九〇)、秀吉は陣下にある間田の兵を動員して小田原を攻めた。比の時、関東の豪族は、或は秀吉に、或は北条氏に加担して、比の戦に参加した。秀吉その量に於て、既に雲泥の差がある。壬生義雄は善戦家として、最期の到来した事を知り、重臣黒川正勝(おそ野社神官黒川先生の子、勝重に託して、正勝の子、勝重に託して、伝るるうちに内膳の壬生に、六月一日出陣以来、各地に転戦、十二ヶ所の手柄を負ひ、武運強くなつ、今日最期と見たた後事を頼む」と云つた。勝重は泣く泣く、義雄の遺品を預り、郷里に持ち帰り、遺言を義雄の室に伝えた。(遺品は現在黒川氏の下に保管されている)壬生義雄は七月八日自害し果てた。時三十九歳。筑後守以宗五代、百二十年栄えた壬生氏はここに滅亡した。(物語壬生氏、押原移住より)壬生義雄の墓は、鹿沼市の西山雄山寺にある。法名榮光院殿雄山文英大居士。『筆者大垣』

12月の納税

今回に限り25日までお忘れなく

固定資産税 第3期分
国保税第6期分

〇とき 十二月十九日 午後二時二十分
〇ところ 母子健康センター
〇該当者 壬生町に居住する全妊婦の方